

議案第五号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和八年一月二十二日

港区教育委員会

令和8年1月22日  
教育委員会議案資料 No. 4

## 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「勤務した」を「勤務をした」に、「勤務しなかつた」を「勤務をしなかつた」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日に改め、「午前五時までの間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

### 付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和8年1月22日  
教育委員会議案資料 No. 4-2

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表（案）

改正案

現行

（前略）

（管理職員特別勤務手当）

第二十三条 第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第十四条第一項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務をしなかつた場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項本文に規定する場合のほか、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあ

（前略）

（管理職員特別勤務手当）

第二十三条 第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第十四条第一項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかつた場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項本文に規定する場合のほか、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午前零時から午前五時までの間（週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

つては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)とする。

一 第一項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務一回につき、一万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額

4  
二 (略)

(後略)

付  
則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

一 第一項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務一回につき、一万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)

4  
二 (略)

(後略)

教育人事企画課

## 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

### 審議内容

管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯を拡大するため、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正します。

### 1 背景

管理職員の深夜に及ぶ勤務の増加に対応するため、国及び都は令和7年に平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象の時間帯を拡大しました。区においても、勤務実態に応じた適切な支給を行うため、管理職員特別勤務手当の支給対象の時間帯を拡大します。

※管理職員特別勤務手当とは、管理職手当を補完する趣旨で、管理職員の勤務のうち、週休日等（週休日及び休日）及び平日深夜の勤務に対して支給される手当です。

### 2 改正内容

管理職員特別勤務手当の週休日等以外の日における支給対象の時間帯を拡大します。

支給対象となる場合	現行	改正後
週休日等に、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日等に勤務した場合	(変更なし)	
週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務した場合（正規の勤務時間以外の時間に限る。）	午後10時から午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く）	に、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務した場合（正規の勤務時間以外の時間に限る。）

### 3 施行期日

令和8年4月1日

### 4 その他（関係規則の改正について）

当条例改正が区議会において議決された場合、港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則等、関係規則の一部改正について、議案を教育委員会に提出します。